

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎患者が350万人以上と言われるほど蔓延しているのは国の責めに帰すべき事由によるものであることは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」において確認されているところであり、国の法的責任は明確になっております。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されておりますが、対象となる医療がインターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療等の抗ウイルス療法に限定されているため、助成対象外患者が相当数に上っております。特に肝硬変または肝がん患者は、高額な医療費負担を強いられるばかりではなく、就労不能の場合も多く生活に困窮を来しております。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（いわゆる障害者手帳交付）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は当該患者への生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされております。平成23年12月の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との付帯決議がなされましたが、国においては未だ当該患者への医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じられておりません。肝硬変及び肝がん患者は毎日のように亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題であります。

よって、国においては患者の命と健康を守るため、下記の通り対策を講じられますことを強く要望いたします。

- 1 ウイルス性肝硬変及び肝がん患者に係る医療費助成制度を、早期に創設されること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による障害認定に係る認定基準を緩和し、患者の実態に応じた制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 3月19日